

大阪府中小企業家同友会青年部会会則

2017年4月8日改定

第1条（名称）

本会は大阪府中小企業家同友会青年部会と称す。（以下青年部会という）

第2条（目的）

本会は大阪府中小企業家同友会の部会活動の一環として、青年経営者の資質の向上と次世代を担う青年幹部社員の育成に努めながら、会員企業の振興発展と同友会運動の発展強化に寄与することを目的とする。

（活動内容として）

- （1）時代に即応した経営に関する研究並びに幹部教育、研修会の実施。
- （2）本会員の社会的知識を滋養するため、政治、経済、文化に関する情報の提供及び研修会、講演会等の実施。
- （3）会員相互の交流及び連携強化を図るための諸事業の実施。
- （4）その他本会の目的を達成するための諸事業の実施。

第3条（会員）

- （1）本会の会員は大阪府中小企業家同友会会員の青年経営者及び青年幹部社員に限る。
- （2）会員資格は満41歳を迎えて青年部会の期末までとする。

第4条（入会及び退会）

- （1）入会は青年部会連絡協議会（以下協議会という）の承認を得るものとする。
- （2）退会を希望するものは、協議会の承認を得るものとする。

第5条（機関）

- （1）青年部会総会（以下総会という）は、最高の決議機関で、定時総会は年1回開催し、協議会が招集する。尚、会員の三分の一以上、又は協議会が認めた時は臨時総会を開催する事が出来る。総会は、委任状も含め過半数の出席をもって成立する。
- （2）協議会は、部会運営を総括する決定機関で、部会長1名、副部会長若干名、幹事長若

干名で構成する。年4回以上開催し部会長が招集する。

(3) 幹事会は、協議会に次ぐ決定機関で、年4回以上開催し幹事長が招集する。

(4) 議決は原則として出席者の三分の二以上をもって成立するものとする。

第6条（役員）

(1) 本会には次の役員を置く。

部会長1名、副部会長若干名、幹事長若干名、副幹事長若干名、会計1名、幹事若干名、会計監査若干名。

(2) 幹事は若干名とし、総会で選出する。幹事の互選により部会長1名、副部会長若干名、幹事長若干名、副幹事長若干名を選出する。

(3) 会計監査は若干名とし、総会で選出する。

(4) 本会に相談役を置くことができる。相談役は、協議会の承諾を要するものとする。

(5) 本会の任期は1年とし、再任を妨げない。

(6) 幹事は41才を過ぎても任期までつとめる。

第7条（会計）

(1) 本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(2) 会費は会員1名につき月額1,000円とする。但し事業により臨時会費を徴収することができる。

第8条（支部）

会員の増加に伴い、円滑な活動を進めるために必要と判断される場合は総会の承認により大阪府中小企業家同友会のブロック・支部に対応する青年部会の組織を配置することができる。

第9条（事務所）

事務所は大阪府中小企業家同友会内におく。

第10条（付則）

この会則の改廃は大阪府中小企業家同友会理事会の承認を得て総会で行う。